

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 1 月 20 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

厚生年金保険関係 2 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500879号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500239号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を18万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書及び総合口座通帳並びに事業主の回答により、請求者は、平成15年12月25日に、A社から賞与の支給を受け、標準賞与額18万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500739号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500237号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年7月  
③ 平成17年12月  
④ 平成18年7月

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間①から④までの賞与に係る年金記録がないことを知った。賞与明細書を持っていないが、請求期間に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の請求期間当時の事業主は、請求期間当時の資料は保有していないものの、請求者に対し請求期間の賞与は支給していない旨回答している。

また、金融機関から提出された請求者に係る普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳により、A社から請求者に対し、給与及び年金記録により確認できる標準賞与に係る振込みは確認できるものの、請求期間に係る賞与の振込みを確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与支給明細書を保有しておらず、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったときに事業主であった者で請求期間当時は社会保険事務担当であったものについては、居所が確認できないことから、請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500703号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500238号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和45年8月1日から昭和47年10月30日まで

年金記録を確認したところ、A社において、B市にあるC社の倉庫から各電器店に電化製品を運ぶ配送業務をしていた期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できないものの、同社において請求者と同じ業務を行っていたとする同僚の陳述により、期間は特定できないが、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、請求期間当時の関係資料がない旨回答していることから、請求者の同社における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿により確認できる請求期間当時の同社における複数の取締役は、同社において厚生年金保険に加入していない者が一部いた旨回答している上、取締役の一人は、本人が厚生年金保険に加入することを希望しなかった場合に加入させないケースもあったと思う旨陳述していることから、同社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。